

業務指示書

バングラデシュ国国際空港保安能力強化プロジェクト 空港保安訓練業務

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年9月13日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 津田 晴香 Tsuda.Haruka@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年9月19日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めるこことにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）
であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求める、ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：航空保安、航空安全にかかる業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／空港保安訓練）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：航空保安、航空安全にかかる業務

2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 旅客検査手順書作成/訓練】

1) 類似業務の経験：航空保安、航空安全にかかる業務

2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限： 2017年9月22日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
(5) その他（以下に記載の経費）

本邦研修「空港セキュリティ技術研修」に係る業務

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BDT1 = 1.360620 円 , US\$1 = 108.976 円 , EUR1 = 130.786 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー・オン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／空港保安訓練
旅客検査手順書作成/訓練

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.21 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年10月5日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
バングラデシュ国国際空港保安能力強化プロジェクト 空港保安訓練業務

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／空港保安訓練	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 旅客検査手順書作成/訓練	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 調査の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

バングラデシュ人民共和国（以下、「バングラデシュ」）にはダッカ、チッタゴンおよびシレットの三都市に国際空港が設置されており、社会経済活動を支えるインフラとして重要な役割を担っている。同国は近年、年平均 6%以上の経済成長を遂げており、航空旅客の年平均増加率が約 10%に達するなど、航空需要が急速に拡大している。一方、バングラデシュはテロリストの脅威にさらされており、同国の発展に重大な影響を与えている。同国におけるテロ事件発生件数は、2015 年は 459 件と世界第 8 位の規模にあり、テロによる脅威レベルは高水準に留まっている。

このような状況において、バングラデシュの空港管理者であるバングラデシュ民間航空庁（CAAB: Civil Aviation Authority, Bangladesh）は、政府の次期開発戦略（第 7 次五か年計画）に基づき、テロ行為の標的となりやすい空港のセキュリティ対策強化を進めている。我が国も無償資金協力「航空保安設備整備計画」（2014 年～2017 年）を実施し、ダッカ国際空港の受託手荷物に関する検査体制の強化等の協力を実施している。

今般、バングラデシュ政府は、同国の 3 国際空港における旅客および貨物検査の検査体制の一層の強化を図ることを目的として、我が国に対して爆発物検査機材の供与と検査官等の能力開発を目的とした技術協力プロジェクトを要請した。

これを受け JICA は、本件の必要性、要請の妥当性を確認するために、2017 年 4 月に詳細計画策定調査を行い、要請内容の確認及び必要な協力内容を検討・整理し、協議を行った上で、2017 年 7 月 30 日に「国際空港保安能力強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」、「プロジェクト」という）の枠組みについて合意文書（R/D: Record of Discussions）を締結した。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

3 国際空港において CAAB が国際的要件に合致した保安検査を持続的に実施している

(2) プロジェクト目標

3 国際空港における CAAB の保安検査能力が改善している

(3) アウトプット・活動

アウトプット 1：「ダッカ国際空港における国際航空貨物の検査能力が向上している」

1-1 ダッカ国際空港における国際貨物用の爆発物検査装置を調達する

1-2 爆発物検査装置を使用した国際航空貨物検査業務手順書を作成する

1-3 爆発物検査装置を使用した国際航空貨物検査の実地訓練を実施する

アウトプット 2：「3 国際空港における国際航空旅客の検査能力が向上している」

2-1 3 国際空港における国際旅客検査用のボディスキャナーを調達する

2-2 ボディスキャナーを使用した国際航空旅客検査業務手順書を作成する

2-3 ボディスキャナーを使用した国際航空旅客検査の実地訓練を実施する

アウトプット3：「CAAB 担当者の空港セキュリティに係る知識が向上・深化する」

3-1 本邦研修「空港セキュリティマネジメントワークショップ」を実施する

3-2 本邦研修「空港セキュリティ技術研修」を実施する

(4) 業務対象地域

CAAB 本部、ダッカ国際空港、チッタゴン国際空港およびシレット国際空港

(5) 相手国関係者

カウンターパート機関：バングラデシュ民間航空庁（CAAB : Civil Aviation Authority, Bangladesh）

(6) 受益者

3国際空港で航空保安業務に従事する CAAB 職員および3国際空港を利用する航空会社、旅客、貨物輸送者

(7) プロジェクト実施期間

2017年11月～2019年12月（25ヶ月）

3. 業務の目的

本プロジェクトは、バングラデシュ国の3国際空港において空港保安業務を担うバングラデシュ民間航空庁（CAAB）に対して空港保安機材（貨物用爆発物検査装置、ボディスキャナー）を供与するとともに保安検査官等の能力開発に関する技術支援を行うことにより、CAAB の航空保安能力を向上させることを目的とする。本業務では上記事業の内、貨物および旅客検査の手順書作成、実地訓練の実施および本邦研修の実施等に係る活動を行う。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針および留意事項

(1) 技術協力プロジェクトの日本側実施体制

本プロジェクトの日本側実施体制は以下に示すように、国土交通省専門家、空港保安訓練コンサルタント（本公示により調達するコンサルタント）（以下、「訓練コンサルタント」という）および空港保安機材調達支援コンサルタント（本業務とは別に JICA が調達するコンサルタント）（以下、「機材コンサルタント」という）が連携し、技術的な意見交換、派遣時期等の必要な調整を行いながら業務を進める。

- チーフアドバイザー/空港保安マネジメント（国土交通省専門家）
- 訓練コンサルタント（合計 6 名を予定）
 - 総括／空港保安訓練
 - 貨物検査手順書作成/訓練

- 貨物検査訓練補助
- 旅客検査手順書作成/訓練
- 旅客検査訓練補助
- 評価分析
- 機材コンサルタント（合計 3 名を予定）
 - 総括／貨物検査機材
 - 旅客検査機材
 - 据付計画・積算／調達監理

チーフアドバイザー/空港保安マネジメント専門家は、国土交通省航空局からの短期専門家の派遣を予定、日本側プロジェクト専門家を総括し、プロジェクトメンバーに対する技術面、運営面の助言を行う。

本業務を行う訓練コンサルタントは、貨物および旅客検査の手順書作成、実地訓練の実施本邦研修の実施に係る活動（活動：1-2、1-3、2-2、2-3、3-1 および 3-2）を担当する。また、供与機材の調達に関連し、機材コンサルタントに対し検査機材の運用面からの助言等の支援を行う。

別途業務実施契約にて調達する予定の機材コンサルタントは、本プロジェクトの供与機材である国際貨物用の爆発物検査装置および国際旅客検査用のボディスキャナーの調達、据付監理等に係る活動を担当する。（活動：1-1 および 2-1）

（2）活動計画の立案に係る留意点

先方と取り交わした R/D に記載された暫定的な運用計画（PO: Plan of Operation）には主要な活動のみが示されており、プロジェクトの実施にあたっては関連活動の細分化や詳細な年次活動計画を立案することが求められる。その際、ラマダン期間中の現地作業は極力避け、CAAB 側の投入や活動に関連する各種手続きを十分に確認した上で、これらに係る時間的余裕を見込んだスケジュールを立案すること。

（3）ベースライン調査及び目標・アウトプットの達成度測定に係る留意点

本プロジェクトにおいては以下の上位目標、プロジェクト目標及びアウトプットに係る指標が設定されている。

1) 上位目標と指標

3 國際空港において CAAB が国際的要件に合致した保安検査を持続的に実施している。

指標

- ダッカ国際空港において国際的要件に則った国際航空貨物検査が持続的に実施されている
- 3国際空港において国際的要件に則った国際航空旅客検査が持続的に実施されている

2) プロジェクト目標と指標

3 国際空港における CAAB の保安検査能力が改善している。

指標

- ダッカ国際空港において、国際的要件に合致した国際航空貨物検査が実施される
- 3国際空港において、国際的要件に合致した国際航空旅客検査が実施される

3) アウトプット

アウトプット1：「ダッカ国際空港における国際航空貨物の検査能力が向上している」

- 1-1 爆発物検査装置を使用した国際航空貨物検査業務手順書が作成されている
- 1-2 少なくとも 60 名のセキュリティ教官/監督官/検査官が爆発物検査装置を使用した国際航空貨物検査の実地訓練を修了している

アウトプット2：「3国際空港における国際航空旅客の検査能力が向上している」

- 2-1 ボディスキャナーを使用した国際旅客検査業務手順書が作成されている
- 2-2 ダッカ国際空港において少なくとも 40 名のセキュリティ教官/監督官/検査官がボディスキャナーを使用した国際旅客検査の実地訓練を修了している
- 2-3 チッタゴン国際空港において少なくとも 15 名のセキュリティ教官/監督官/検査官がボディスキャナーを使用した国際旅客検査の実地訓練を修了している
- 2-4 シレット国際空港において少なくとも 15 名のセキュリティ教官/監督官/検査官がボディスキャナーを使用した国際航空旅客検査の実地訓練を修了している

アウトプット3：「CAAB 担当者の空港セキュリティに係る知識が向上・深化する」

- 3-1 少なくとも 10 名の CAAB 担当者が本邦研修「空港セキュリティマネージメントワークショップ」を修了している
- 3-2 少なくとも 15 名の CAAB セキュリティ教官/監督が本邦研修「空港セキュリティ技術研修」を修了している

訓練コンサルタントは、プロジェクトの開始後、これらの指標に係るベースライン調査を行う。また、目標・アウトプットの達成度を概ね 6 か月ごとに作成する Monitoring Sheet Summary（後述）に含めて報告する。なお、数値目標の計測法については、ベースライン調査の結果及び CAAB 側との協議により、適切な方法を決定する。

(4) カウンターパートのオーナーシップの確保

本プロジェクトでは、プロジェクトを通じてカウンターパートの能力を向上させることを目的としている。訓練コンサルタントは、カウンターパートの主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じカウンターパートが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫することとする。

(5) プロジェクトの柔軟性の確保

能力開発を目的とする本プロジェクトでは、カウンターパートのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化（バングラデシュ全体及びプロジェクト関係地域の治安状況の変化も含む）によって、プロジェクトの活動を柔軟に調整していくことが必要となる場合もある。

この趣旨を踏まえ、訓練コンサルタントは、機材コンサルタントと協力のうえ、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行なうことが求められる。

JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方カウンターパートとの合意文書の変更、訓練コンサルタントとの業務実施契約の変更等）を取ることとする。

(6) 空港セキュリティに係る他事業等の情報収集

バングラデシュの空港セキュリティ分野では、英國の民間企業 Redline Assured Security が CAAB との契約により空港セキュリティに係る法令整備、教官/監督官/検査官の訓練等を行っている。これらについて、訓練コンサルタントは、機材コンサルタントと協力して、CAAB、Redline Assured Security 社等から情報収集を行い、本プロジェクトの効果が最大限発現するよう留意する。

(7) プロジェクト事務所

訓練コンサルタントおよび機材コンサルタントの現地での活動拠点となるプロジェクト事務所は、CAAB がダッカの本部事務所内に用意する。家具、空調、電源、電話、インターネットアクセスが提供される。

(8) 供与機材

本プロジェクトでは、以下に示した空港保安機材を CAAB に供与し、CAAB がその運用・保守管理が行えるよう能力開発を行う。供与機材の概要は以下のとおりである。

貨物検査用爆発物検査装置
輸出貨物の爆発物検査装置（受託手荷物検査装置を流用する）
<ul style="list-style-type: none">● コンベアベルト、ローラー、ソーターを付属する● 歐州基準（ECAC）あるいは米国運輸安全局（TSA）基準適合機材● 最大処理速度：1,800 個/時間
付属機能：
<ul style="list-style-type: none">● 爆発物自動判定機能● オペレータ画像検査によるマニュアル判定機能（1 席のオペレータ席）● 自動判定あるいはマニュアル判定による被疑貨物をコンベアより自動仕分けする機能
設置場所・数量：
<ul style="list-style-type: none">● ダッカ国際空港輸出貨物ターミナル（2 セット）
ボディスキャナー
航空旅客の爆発物検査装置
<ul style="list-style-type: none">● 歐州基準（ECAC）あるいは米国運輸安全局（TSA）基準適合機材● シングルポーズあるいはデュアルポーズ検査
設置場所・数量：
<ul style="list-style-type: none">● ダッカ国際空港国際線旅客ターミナル（4 セット）● チッタゴン国際空港国際線旅客ターミナル（1 セット）● シレット国際空港国際線旅客ターミナル（1 セット）

現時点において、機材入札の公示は 2018 年 5 月頃、ボディスキャナーの CAAB への引渡しは 2019 年 6 月頃、貨物検査用爆発物検査装置の設置工事および CAAB への引渡しは 2019 年 10 月頃を予定している。訓練コンサルタントは、JICA および機材コンサルタントと連携

してこれらの機材調達の進捗をモニターし、検査業務手順書の作成、実地訓練の実施等に係る活動時期の調整を行う等が求められる。

6. 業務の内容

本業務では、R/D に記載の本プロジェクトの各活動（Activity）に係る以下の業務を実施する（必ずしも時系列の記載にはなっていない）。R/D に添付の暫定 PO では、Activity レベルの工程が想定されているが、訓練コンサルタントは本業務で実施するより詳細な Sub-Activity レベルの活動及び工程をプロポーザルに含めて提案すること。

(1) アウトプット 1（ダッカ国際空港における国際貨物検査に係る能力開発）に係る業務

1-1 活動「ダッカ国際空港における国際貨物用の爆発物検査装置を調達する」に係る業務

訓練コンサルタントは、国際貨物用の爆発物検査装置の調達において、機材コンサルタントが行う以下の活動を支援する。

- ア. 機材仕様検討のための現地調査
- イ. 機材設置場所に係る CAAB との協議
- ウ. 機材仕様に係る CAAB との協議

訓練コンサルタントは、機材コンサルタントに対し、特に機材の運用を考慮した機材配置計画、検査員配置計画等について助言等により支援を行う。

1-2 活動「爆発物検査装置を使用した国際航空貨物検査業務手順書を作成する」に係る業務

訓練コンサルタントは CAAB と協力して、爆発物検査装置を使用した国際航空貨物検査業務手順書を作成する。

1-3 活動「爆発物検査装置を使用した国際航空貨物検査の実地訓練を実施する」に係る業務

訓練コンサルタントは、爆発物検査装置を使用した国際航空貨物検査の実地訓練の実施要領、訓練修了基準、修了証の発行等について CAAB と協議し、CAAB のセキュリティ教官/監督官/検査官に対し実地訓練を実施する。

また、訓練コンサルタントは、引き続き実施されるセキュリティ検査官に対する実地訓練の実施計画について CAAB と協議する。セキュリティ検査官に対する実地訓練は、訓練コンサルタントが訓練した CAAB のセキュリティ教官/監督官/検査官が行うものとし、訓練コンサルタントはその実施を支援する。

(2) アウトプット 2（3 国際空港における国際旅客検査に係る能力開発）に係る業務

2-1 活動「3 国際空港における国際旅客検査用のボディスキャナーを調達する」に係る業務

訓練コンサルタントは、国際旅客検査用のボディスキャナーの調達において、機材コンサルタントが行う以下の活動を支援する。

- ア. 機材仕様検討のための現地調査
- イ. 機材設置場所に係る CAAB との協議
- ウ. 機材仕様に係る CAAB との協議

訓練コンサルタントは、機材コンサルタントに対し、特に機材の運用を考慮した機材配置計画、検査員配置計画等について助言等により支援を行う。

2-2 活動「ボディスキャナーを使用した国際航空旅客検査業務手順書を作成する」に係る業務

訓練コンサルタントは、CAAB と協力してボディスキャナーを使用した国際航空旅客検査業務手順書を作成する。

2-3 活動「ボディスキャナーを使用した国際航空旅客検査の実地訓練を実施する」に係る業務

訓練コンサルタントは、ボディスキャナーを使用した国際航空旅客検査の実地訓練の実施要領、訓練修了基準、修了証の発行等について CAAB と協議し、CAAB のセキュリティ教官/監督官/検査官に対し実地訓練を実施する。

また、訓練コンサルタントは、引き続き実施されるセキュリティ検査官に対する実地訓練の実施計画について CAAB と協議する。セキュリティ検査官に対する実地訓練は、訓練コンサルタントが訓練した CAAB のセキュリティ教官/監督官/検査官が行うものとし、訓練コンサルタントはその実施を支援する。

(3) アウトプット3（CAAB 担当者の空港セキュリティに係る知識の向上・深化）に係る業務

3-1 活動「本邦研修「空港セキュリティマネジメントワークショップ」を実施する」に係る業務

3-2 活動「本邦研修「空港セキュリティ技術研修」を実施する」に係る業務

訓練コンサルタントは、CAAB 職員の航空保安に係る知識水準と CAAB の意向を踏まえ、本契約に含めて以下の本邦研修を実施する。

研修名	参加者	人数	時期	期間	研修目的
空港セキュリティマネジメントワークショップ	CAAB 担当者	10	2018年 4月頃	1週間	日本の空港におけるセキュリティシステムに係る理解が深まる
航空セキュリティ技術研修	CAAB 航空セキュリティ教官/監督官	15	2018年 7月頃	2週間	最新セキュリティ機材を使った検査業務手順の習得する

訓練コンサルタントは、具体的な研修内容（視察先、研修受入先等も含む）及び実施方法をプロポーザルにて提案すること。ただし、本邦研修の内容や実施方法について、CAAB 等との協議のうえ確定、実施される場合には、必要に応じて契約変更について対

応することとする。

当該本邦研修は、JICA 調達部発行の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017 年 6 月）」に従い実施し、精算する。同ガイドラインに定義されている「受入業務」、「監理業務」、「実施業務」のうち、「受入業務」と「監理業務」は、JICA が担当する。訓練コンサルタントは、「実施業務」のみを担当する。

本邦研修の「実施業務」に係る訓練コンサルタントの費用については、以下のとおりとする。

直接人件費：「第 3 業務実施上の条件」の「2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）」に記載した業務量の範囲で実施すること。

直接人件費を除く費用：CAAB との調整の結果、研修内容や実施場所（受入先）等が変わる可能性があることから、別見積もり扱いとする。本業務開始後に訓練コンサルタントが CAAB や受入先等と協議のうえ研修内容を確定させたのち、必要に応じて契約変更若しくは打合せ簿による対応を、JICA と相談のうえ決定すること。なお、いずれの場合でも、会議・会合における飲食関連費用の計上は認めない。

（4）プロジェクト実施管理に係る業務

訓練コンサルタントはプロジェクトの進捗管理を Monitoring Sheet に基づいて行う。Monitoring Sheet の作成にあたっては、機材コンサルタントによる活動も含め、プロジェクト全体のモニタリングを担当する。

1) プロジェクト開始時のモニタリングの初期条件の確定

訓練コンサルタントは、業務実施計画書及びインセプションレポートを作成し、JICA 社会基盤・平和構築部担当者と派遣前の事前打ち合わせを行い、Monitoring Sheet I (PDM) 及び II (PO) "Ver.1" (案) の作成方針について確認を行う。

訓練コンサルタントは、案件開始時に Monitoring Sheet I & II "Ver.1" (案) につき CAAB と協議し、R/D 署名時に確定した PDM 及び PO (モニタリングシート I 及び II, Version 0) からの変更点の有無を確認し、Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II "Ver.1" を JICA バングラデシュ事務所に提出する。

2) 定期 Monitoring Sheet 提出（6 か月毎）

訓練コンサルタントは、CAAB および機材コンサルタントと協同で Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II を作成し、JICA バングラデシュ事務所に提出する。

3) 業務完了報告書の作成

訓練コンサルタントは、本プロジェクト終了 1 カ月前を目途に、CAAB および機材コンサルタントと協同で業務完了報告書（案）（英文）を作成し、JICA バングラデシュ事務所に提出する。プロジェクトの最終合同調整委員会（JCC）にて内容を確認の後、必要な修正を行って業務完了報告書（英文）を JICA 本部に提出する。

業務完了報告書作成の際には、「評価分析」団員が中心となって行うプロジェクト評価の結果も含めること。プロジェクト評価の際には、JICA のプロジェクト評価の制度、マニュアル等を参照すること。

4) 合同調整委員会（JCC）の開催支援

CAAB はプロジェクト関係者を招集し、プロジェクトの進捗報告、年間計画の承認、実施上の課題と対策等を検討する目的で定期的に合同調整委員会を開催する。開催時期と主要な議題は以下が想定される。訓練コンサルタントは、これらに係る資料作成、進捗報告、議事録案作成等の支援を行なう。

- 第1回合同調整委員会（2017年12月頃）

主な議題：Monitoring Sheet Summary、Monitoring Sheet I & II “Ver.1”的説明・協議および合意

- 第2回合同調整委員会（2018年12月頃）

主な議題：Monitoring Sheet Summary、Monitoring Sheet I & II “Ver.3”に基づく進捗報告・協議および合意

- 第3回合同調整委員会（2019年11月頃）

主な議題：業務完了報告書(案)に基づくプロジェクト全体の総括・評価

5) PDM、PO の改訂

プロジェクト実施に際し、必要に応じて PDM、PO は改訂される。PDM、PO の改定にあたって、訓練コンサルタントは、CAAB 及び JICA への説明・協議を踏まえたうえで、改訂案を策定し、JCCにおいて承認を得る。

協議の結果、プロジェクト基本計画に関する事項（R/D 本文および PDM 記載項目（案件名称、協力期間、プロジェクトサイト、ターゲットグループ、相手国側実施機関、上位目標、プロジェクト目標、成果、活動、投入、実施体制）の修正を要する場合は、R/D の改訂を要するため、R/D および添付の PDM、PO の改訂案）およびその修正内容を反映した Monitoring Sheet I & II（案）を作成し、訓練コンサルタントより JICA バングラデシュ事務所に提出する。

プロジェクトの基本計画の詳細に関するもので、PO のスケジュール欄に記載の項目（Sub-Activities 項目、活動スケジュール、投入スケジュール、相手国側 C/P 配置の詳細（人員交代等））は、プロジェクトレベルで修正可能であり、R/D の改訂を要さない。訓練コンサルタントは、CAAB と協同で Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II を作成し、JICA バングラデシュ事務所に提出する。

7. 成果品等

（1）報告書

訓練コンサルタントが、業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は業務完了報告書とし、（2）の技術協力成果品を添付するものとする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、CAAB 及び関係機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

レポート名	提出時期	部数	提出先
-------	------	----	-----

業務計画書	業務開始時 (2017年11月)	和文：3部	JICA 社会基盤・平和構築部
インセプションレポート	業務開始時 (2017年11月)	英文：3部	
Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II "Ver.1"	業務開始から約1か月後 (2017年12月)	英文：1部	JICA バングラデ シュ事務所
Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II "Ver.2"	2018年6月	英文：1部	
Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II "Ver.3"	2018年12月	英文：1部	
Monitoring Sheet Summary, Monitoring Sheet I & II "Ver.4"	2019年6月	英文：1部	
業務完了報告書	契約終了時 (2019年12月)	英文：10部 和文サマリー：3部 CD-R：3枚	JICA 社会基盤・平和構築部

- 注1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 注2) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」を参照する。
- 注3) 業務完了報告書については製本する。
- 注4) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。
- 注5) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブ・スピーカーの校閲を受けること。

各報告書の記載項目は以下を標準とする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA、訓練コンサルタント、機材コンサルタントで協議、確認する。

1) 業務計画書/インセプションレポートの記載項目

1. プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
2. プロジェクト実施の基本方針
3. プロジェクト実施の具体的方法
4. プロジェクト実施体制
5. PDM(指標の見直し及びベースライン設定)
6. 業務フローチャート
7. 要員計画
8. 現状及び課題
9. 課題に対する改善方法
10. 各年次における詳細活動計画(Sub-Activityレベルの活動及び工程)
11. カウンターパートとの共同作業の具体的な体制
12. その他必要事項

2) Monitoring Sheet Summary の記載項目

1. Progress
 - 1-1 Progress of Input
 - 1-2 Progress of Activities
 - 1-3 Achievement of Output
 - 1-4 Achievement of the Project Purpose
 - 1-5 Changes of Risks and Actions for Mitigation
 - 1-6 Progress of Actions undertaken by JICA
 - 1-7 Progress of Actions undertaken by Gov. of Bangladesh
 - 1-8 Progress of Environmental and Social Considerations (of applicable)
 - 1-9 Progress of Considerations on Gender/Peace Building/Poverty Reduction (if applicable)
 - 1-10 Other remarkable/considerable issues related/affect to the project (such as other JICA's projects activities of counterparts, other donors, private sectors, NGOs etc.)

2. Delay of Work Schedule and/or Problems (if any)

- 2-1 Detail
- 2-2 Cause
- 2-3 Action to be taken
- 2-4 Roles of Responsible Persons/Organization (JICA, Gov. of Bangladesh,etc.)

3. Modification of the Project Implementation Plan

- 3-1 PO
- 3-2 Other modifications on detailed implementation plan

4. Preparation of Gov. of Bangladesh toward after completion of the Project

なお、1-2 のうち機材調達に関連する部分については、機材コンサルタントが作成し、訓練コンサルタントは当該部分を含めて Monitoring Sheet Summary を取りまとめる。

3) 業務完了報告書の記載項目

I. Basic Information of the Project

1. Country
2. Title of the Project
3. Duration of the Project (Planned and Actual)
4. Background (from Record of Discussions(R/D))
5. Overall Goal and Project Purpose (from Record of Discussions(R/D))
6. Implementing Agency

II. Results of the Project

1. Results of the Project
 - 1-1 Input by the Japanese side (Planned and Actual)
 - 1-2 Input by the Bangladesh side (Planned and Actual)
 - 1-3 Activities (Planned and Actual)
2. Achievements of the Project
 - 2-1 Outputs and indicators
(Target values and actual values achieved at completion)

2-2 Project Purpose and indicators

(Target values and actual values achieved at completion)

3. History of PDM Modification

4. Others

4-1 Results of Environmental and Social Considerations (if applicable)

4-2 Results of Considerations on Gender/Peace Building/Poverty Reduction (if applicable)

III. Results of Joint Review

1. Results of Review based on DAC Evaluation Criteria

2. Key Factors Affecting Implementation and Outcomes

3. Evaluation on the results of the Project Risk Management

4. Lessons Learnt

IV. For the Achievement of Overall Goals after the Project Completion

1. Prospects to achieve Overall Goal

2. Plan of Operation and Implementation Structure of the Bangladesh side to achieve Overall Goal

3. Recommendations for the Bangladesh side

4. Monitoring Plan from the end of the Project to Ex-post Evaluation

(If the Project will be continuously monitored by JICA after the completion of the Project, mention the plan of post-monitoring here.)

なお、1-1、1-2 および 1-3 の機材調達に関連する部分は機材コンサルタントが作成し、訓練コンサルタントはそれらの部分を含めて業務完了報告書を取りまとめ、製本すること。

Annex 1: Results of the Project

(List of Dispatched Experts, List of Counterparts, List of Trainings, etc.)

Annex 2: List of Products (Report, Manuals, Handbooks, etc.) Produced by the Project

Annex 3: PDM (All versions of PDM)

Annex 4: R/D, M/M, Minutes of JCC (copy) (*)

Annex 5: Monitoring Sheet (copy) (*)

(Remarks: Annex 4 and Annex 5 are internal reference only.)

Separate Volume: Copy of Products Produced by the Project

*) 業務完了報告書は、業務の完了を確認するための成果品として位置付けられるため、特記仕様書及び業務計画書に記載される業務内容を網羅すること。

(2) 技術協力成果品

訓練コンサルタントは、「爆発物検査装置を使用した国際航空貨物検査の実地訓練」および「ボディスキャナーを使用した国際航空旅客検査の実地訓練」の活動において、訓練コンサルタントが直接もしくはカウンターパートと共同して作成する以下の資料を業務完了報告書に添付して提出する。

- 1) 爆発物検査装置を使用した国際航空貨物検査業務手順書
- 2) ボディスキャナーを使用した国際航空旅客検査業務手順書
- 3) 「爆発物検査装置を使用した国際航空貨物検査の実地訓練」および「ボディスキャナーを使用した国際航空旅客検査の実地訓練」の活動において作成する資料（訓練実施要領、訓練計画書（訓練の概要と時間割）、訓練終了基準、訓練終了時評価試験、訓練教材等の資料）

(3) コンサルタント業務従事月報

訓練コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む業務月報を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICA社会基盤・平和構築部に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA社会基盤・平和構築部及びバングラデシュ事務所に報告するものとする。

- 1) 当月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) 詳細活動計画
- 4) 業務フローチャート

(4) 報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- 2) 必要に応じ図や表を活用すること。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとすること。報告書の本文中で使用するデータおよび情報については、その出典を明記すること。
- 3) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠(資料編の項目)との照合が容易に行えるように工夫を施すこと。

(5) 収集資料

プロジェクト終了時に、契約期間中に収集した資料・データについては、定型の収集資料リストを作成し、業務完了報告書提出時に併せて提出すること。

8. その他

CAAB及び関係機関との会議における協議議事録(M/M)の作成

- 1) 訓練コンサルタントは、JCC等の協議開催に際しては、協議内容をM/Mに取りまとめる。また、上記以外においても、CAAB及び関係機関と確認を要する事項、業務内容に関する事項についてはM/Mにより内容を取りまとめ、CAAB及び関係機関との意思疎通を図ること。
- 2) 訓練コンサルタントは、合意したM/Mについて、打合せ終了後すぐにJICA社会基盤・平和構築部及びJICAバングラデシュ事務所に提出すること。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務実施期間

2017年11月下旬から業務を開始し、2019年12月下旬の業務完了報告書の提出を目指とする。

2. 業務工程

本プロジェクトの業務工程は下表を予定する。

年	2017		2018				2019			
月	7/8/9	10/11/ 12	1/2/3	4/5/6	7/8/9	10/11/ 12	1/2/3	4/5/6	7/8/9	10/11/ 12
機材調達スケジュール										
貨物用爆発部 区検査装置				▲	公告					▲ 引渡
ボディスキャ ナー				▲	公告				▲	引渡
チーフアドバイザー/空港保安マネジメント（国土交通省専門家）										
現地作業		■	■	■	■		■	■	■	■
機材コンサルタント（別途契約による業務）										
国内作業		□	□	□						
現地作業		■	■	■				■	■	■
訓練コンサルタント（本契約による業務）										
国内作業		□		□	□			□	□	
現地作業		■	■	■	■		■	■	■	■
インセプションレポート		▲								
モニタリング 報告		▲		▲		▲		▲		▲
業務完了報告 書									(案)	▲ ▲
JCC		▲					▲			▲

3. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約 16MM

(2) 業務従事者の構成（案）：

本業務は、以下に示す分野を担当する団員を想定している。コンサルタントは業務内容・業務行程を考慮し、より適切な専門家構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の

工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／空港保安訓練（格付 2 号）
- 2) 貨物検査手順書作成/訓練
- 3) 貨物検査訓練補助
- 4) 旅客検査手順書作成/訓練（格付 3 号）
- 5) 旅客検査訓練補助
- 6) 評価分析

4. 対象国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) プロジェクト事務所（CAAB 内）（光熱水道通信費を含む）
- (3) 航空管制シミュレータおよび航空機監視システム
- (4) 必要な情報の提供や現地派遣に係る諸手続きの支援

5. 貸与資料

以下の資料を JICA 社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ（Tel: 03-5226-8161）にて貸与可能。

- ・技術協力プロジェクト要請書
- ・技術協力プロジェクト R/D
- ・詳細計画策定調査結果概要

6. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結する事とし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することが出来ることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 部分払い

本業務においては契約期間が約 25 ヶ月の長期に及ぶため、Monitoring Sheet を中間成果品として、部分払いをすることを想定している。

(3) 安全管理

- 1) 現地調査／業務の実施に際しては、JICA の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を機構所定の書式により渡航前（遅くとも出発の 14 営業日前）に予め連絡し、JICA の承認を得ること。

(渡航前)

- ① JICA が行う安全対策研修・訓練の受講：本事業の業務従事者のうち、必ず 1-2 名は「安

全対策研修」（対面座学）及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」(Web) を受講すること。

- ② JICA 安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：全業務従事者（日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む）が各渡航の度に必ずブリーフィングを受けること。
- ③ 外務省「たびレジ」への登録：全業務従事者が各渡航の度に各自登録を行うこと。
- ④ JICA バングラデシュ事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用 SMS への登録のための連絡先等情報提供：原則として全業務従事者を登録するため、登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により JICA に提供すること。
- ⑤ ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールにつき連絡すること。
(渡航後)
- ⑥ バングラデシュ到着後、速やかに JICA バングラデシュ事務所によるブリーフィングを渡航の度に受けること。

- 2) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（可能な限り複数）し、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン等）に加え、可能な限りチームごとに無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。また、必要経費を見積書に計上すること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。
- 3) バングラデシュ国内での安全対策については JICA バングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外への訪問については予め日程表を JICA バングラデシュ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに JICA バングラデシュ事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、バングラデシュ事務所と協議の上、決定し確保すること。
- 4) 宿泊場所は、JICA バングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料が JICA の基準単価内に収まるホテルが満室であったり、安全管理上の理由から JICA バングラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料が JICA 基準単価による宿泊料を超過した場合は、実費精算する。なお、見積書においては、JICA 基準単価を使用し、格付けに基づいて積算を行うこと。
- 5) 執務室についても、JICA の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては実施機関の提供する施設等であっても JICA バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げにあたっては、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従ってコンサルタントが安全状況を点検し、JICA バングラデシュ事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められる場合には、契約からの支出を行う

ことができる（要すれば契約額の増額を行う）。

- 6) ダッカ市外への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。
- 7) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、安全対策経費として別見積もりにて計上すること。また、現地渡航後にそのような措置が新たに生じた場合は、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。同事務所との協議の結果、措置の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められるものについては、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を行う）。

（4）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上